

未利用口座管理手数料の取扱いについて

静清信用金庫

「普通預金規定」、「総合口座取引規定」および「貯蓄預金規定」で定める未利用口座管理手数料の取扱いのうち、当金庫ウェブサイトで公表すると定めました事項は次のとおりとなります。

1. (未利用口座となる口座)

最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含みます）および貯蓄預金口座を未利用口座としてお取扱いします。

2. (未利用口座管理手数料について)

未利用口座管理手数料は、年間1,320円（税込）とします。ただし、事前のご案内を差し上げる時点で、次に該当する場合は未利用口座管理手数料の対象外です。（手数料は必要ございません）

- (1) 当該未利用口座の残高が1万円以上である場合。
- (2) 同一支店でお借入れがある場合。（カードローン契約を含む）
- (3) 同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債、保険等）がある場合。

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

3. (未利用口座管理手数料の引落日時期)

- (1) 未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前に文書等にて、お届けのご住所、ご連絡先にご案内を差し上げます。
- (2) ご案内にて指定する一定期間（約3ヵ月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。
- (3) ご案内にて指定する一定期間（約3ヵ月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをさせていただきます。なお、ご案内および引落しは、毎年、当金庫所定の時期に行います。

※送付した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

※未利用口座管理手数料の取扱いについて変更がある場合は、当金庫ウェブサイト等でお知らせします。

(2023年4月1日現在)